

## 審査請求をする方へ

処分庁（葛飾区長）の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為について、不服のある方は、原則として処分を知った日の翌日から3か月以内であれば、審査庁（葛飾区長）に対し、審査請求を提起できます（行政不服審査法（以下「法」といいます。）1条1項、18条1項）。審査請求をすることができる処分は、処分の通知にその旨記載されています（「教示」といいます。）。

### <一般的な審査請求の流れ>

- ・審査請求を提起する方は、原則、審査庁に「審査請求書」を提出していただきます（法 19 条）。審査請求書に不備がある場合は、補正していただきます（法 23 条）。
- ・審査請求書を提出すると、審査庁から「審理員の指名通知」が送付されます（法 29 条 1 項）。審理員は職員で、当該審査請求の審理手続を行う者です。
- ・審理員から、処分庁の「弁明書」が送付されます（法 29 条 5 項）。「弁明書」は審査請求書のあなたの主張に対する処分庁の意見です。これに対する反論がある場合は、審理員が指定する期日までに「反論書」を作成し、提出してください（法 30 条 1 項）。「反論書」に対しては、処分庁から「再弁明書」が提出される場合があります。
- ・処分庁が作成する「弁明書」に添付される証拠書類等は送付されません。証拠書類等の閲覧・交付を希望する場合は、審理員に申し出てください。「提出書類等閲覧請求書」を記載して提出していただきます（法 38 条 1 項）。交付には実費を負担していただきます（葛飾区行政不服審査法施行条例 2 条 1 項、同施行規則 2 条 1 項）。
- ・審理員に対し口頭で意見を述べ、処分庁に質問をすることができる「口頭意見陳述」を行うことができます（法 31 条 1 項）。口頭意見陳述を希望する場合は審理員に申し出てください。
- ・審理員から質問がされたり（法 36 条）、証拠書類等の提出を求められたりする場合があります（法 33 条）ので、ご協力ください。
- ・審理手続が終結すると、審理員から審理手続を終結した旨の通知が送付されます（法 41 条 3 項）。その後、審理員は「審理員意見書」を作成して審査庁に提出します。「審理員意見書」の提出を受けた審査庁は、原則として、外部専門家で構成される「葛飾区行政不服審査会」（以下「審査会」といいます。）に「諮問」（専門的見解を求めること）します（法 43 条 1 項）。「諮問」を希望しない場合は審査会事務局へ申し出てください（同項 4 号）。

- ・審査庁が「審査会」に「諮問」すると、審査庁から「諮問をした旨の通知」と「審理員意見書」の写しが送付されます（法 43 条 3 項）。
- ・諮問を受けた「審査会」は、案件の審議を行います。「審査会」に対しては、必要に応じ主張を記載した書面や資料の提出をすることができ（法 76 条）、また、「審査会」からそれらの提出を求められることや陳述を求められることがあります（法 74 条）。また、「審査会」に対し、「口頭意見陳述」を求めることができます。希望する場合は審査会事務局に申し出てください。ただし、「審査会」が必要ないと判断する場合は実施しません（法 75 条 1 項）。
- ・「審査会」に提出された証拠書類等の閲覧・交付を希望する場合は、審査会事務局に申し出てください。「主張書面等閲覧請求書」を記載して提出していただきます（法 78 条 1 項）。交付には実費を負担していただきます（葛飾区行政不服審査法施行条例 2 条 3 項、同施行規則 5 条 1 項）。
- ・「審査会」は審議終了後、審査庁に対し、「答申」をします。答申を受けた審査庁は、「裁決」（審査請求に対する判断）を行います（法 44 条）。「裁決書」は送付されます。

<問い合わせ先>

審査請求書提出先、審理員指名通知前・裁決の問合せ

葛飾区総務部総務課法規担当係

電話 03-5654-8145

審理員指名通知後から審理員の審理終了までの問合せ

担当の審理員

（「審理員指名通知書」をご確認ください。）

葛飾区行政不服審査会に関する問合せ（審査会事務局）

葛飾区総務部総務課区政情報係

電話 03-5654-8137

一般的な審査請求の流れ

